

長野県(労働委員会)プレスリリース 令和7年(2025年)9月24日

~ご存知ですか?労働委員会 雇用のトラブルまず相談~ 10月は「個別労働紛争あつせん制度」周知月間です

県では、「個別労働紛争あっせん制度」を通じて、働く皆さんと事業主とのトラブルの解決をお手伝いしています。**本制度の周知のため、労働委員会の委員が啓発活動**を行います。

1 期 間

令和7年10月1日(水)から10月31日(金)まで

2 主な取組内容

(1) 街頭啓発活動

日 時	場所	活動内容
令和7年10月2日(木) 午前7時30分~8時30分	JR 長野駅	労働委員会の委員が
令和7年10月3日(金) 午前7時30分~8時30分	JR 松本駅	啓発物品を配布



(2) ラジオ番組への出演

労働委員会の委員が出演(10月10日(金) FM 長野「しあわせ信州ナビゲーション」)

(3) 関係機関等と連携した取組

- ア 県庁及び4合同庁舎に周知・啓発コーナーを設置 県庁及び上田、伊那、松本、長野の4合同庁舎でポスターの展示、チラシや啓発物品の配布
- イ 労働講座における制度の周知・PR 労政事務所が主催する労働教育講座等で事務局職員があっせん制度を説明
- ウ 市町村広報誌への掲載や関係機関へのポスター、チラシ配布による周知 市町村広報誌等への PR 記事の掲載や、関係団体へポスター、チラシを配布

●個別労働紛争あっせん制度について

働く皆さんと事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きし、歩み寄りによる円満な問題の解決を支援する制度です。 相談及び「あっせん」申請は、県下4か所の労政事務所及び労働委員会事務局でお受けします。

確かな暮らしを守り、 信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0 ~大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担 当 労働委員会事務局 松澤、永原

電 話 026-235-7468(直通)

026-232-0111(代表) 内線 4255

F A X 026-235-7367

E-mail roi@pref.nagano.lg.jp